

第2部 基本構想

1. 将来像

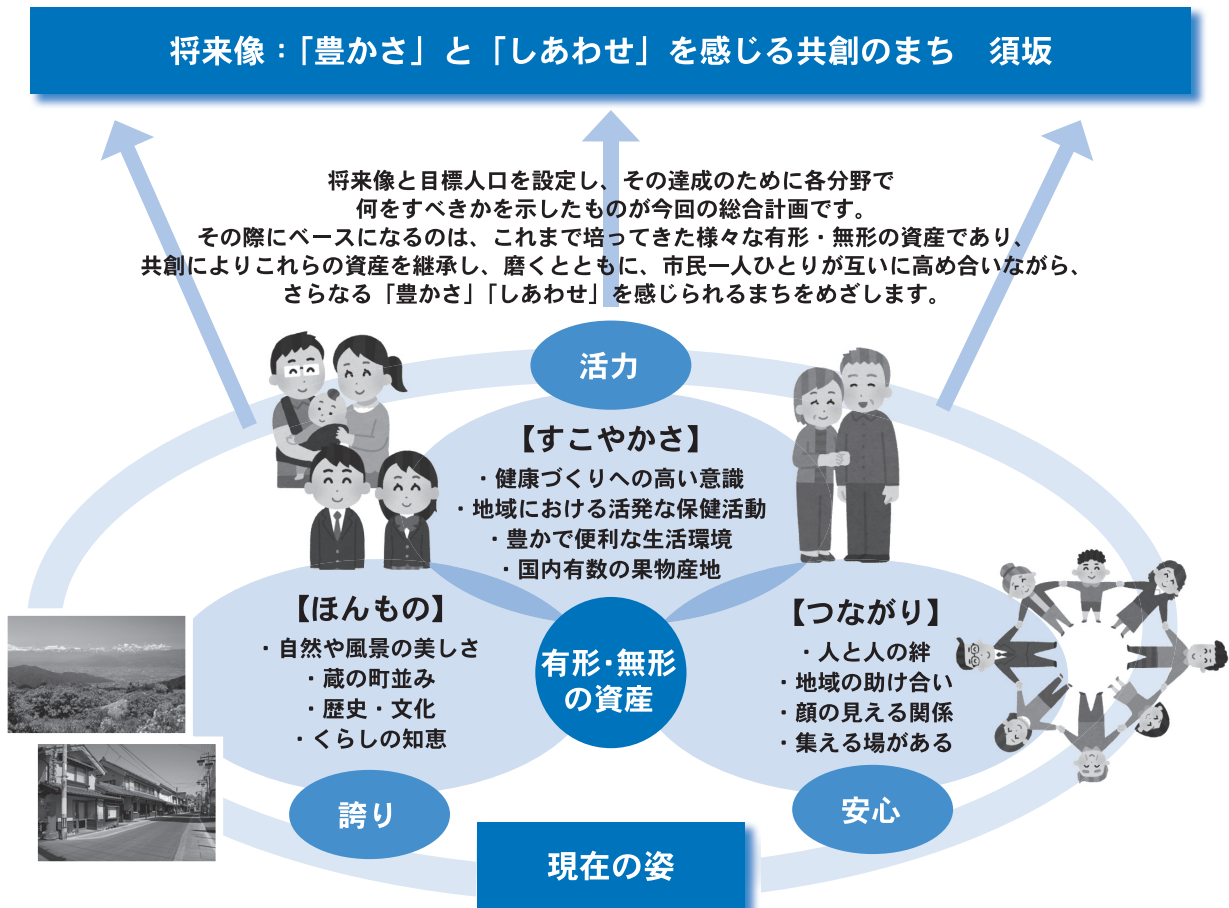
「豊かさ」と「しあわせ」を感じる共創のまち 須坂

将来像は本市が目指すまちづくりの基本的な考え方を表すとともに、より良いまちづくりに市民・企業・活動団体・行政が一丸となって取り組むための合言葉（スローガン）です。

●将来像に込めた思い

本市がめざす究極の目標は、市民一人ひとりの「豊かさ」と「しあわせ」です。一人ひとりにとって「ありたい」目標は異なっても、それぞれが多様性を生かし、切磋琢磨し協力することで、「豊かさ」や「しあわせ」の実感を共有することができます。

これまでに蓄積してきた有形・無形の資産を生かして「豊かさ」と「しあわせ」を実感できるまちを創りあげることで、この地を愛する人や企業を集積させていくことが、須坂市の地方創生です。市民・企業・活動団体・行政が連携し、有形・無形の資産を時代変化に対応した新たな価値に高めるべく、様々な挑戦を重ねていきます。



1. 将来像 2. まちづくりの基本的な視点

2. まちづくりの基本的な視点

市が目指す将来像の実現は、多くの主体が意識し、戦略的に取り組むことで、はじめて現実的なものとなるため、本計画を進めていくうえで、広く共有すべき視点を示します。

(1) チャレンジ指針（まちづくりの基本指針）

本計画では人口減少という大きな社会課題を筆頭に、さまざまな時代変化に対して臨機応変に対応していく前向きなチャレンジが必要になります。そこで、すべての政策分野に共通する取組方針を「チャレンジ指針」として定め、あらゆる主体が一丸となって将来像の実現に向けて取り組みます。

■チャレンジ指針1：『継承』

「豊かさ」と「しあわせ」を実感できるまちを創るためには、本市の強みや魅力をさらに磨き上げていくことが重要です。この強みや魅力のベースとなる有形・無形の資産「ほんものの誇り」「つながりの安心」「すこやかさの活力」を次代に継承していくための仕組みと担い手をつくります。

■チャレンジ指針2：『進化』

AI（人工知能）をはじめとしたデジタル技術やドローンなどの新技術が目覚ましい進歩を続けています。こうした技術を行政運営、産業、暮らしの各方面に取り入れ、積極的に推進することで、人口減少時代においても日常生活に不可欠なサービスを維持し、持続可能な地域をつくります。

■チャレンジ指針3：『学びと行動』

人口減少時代にあっても、一人ひとりが自分事として地域の課題に向きあい、主体的に学び、地域や周囲の人々のために行動することで地域の活力を維持することは可能です。須坂市には保健指導員制度発祥の地という学びと行動の歴史があります。この精神を受け継ぎ、一人ひとりの学びと行動を促し、共創による強く安定した地域づくりを目指します。

(2) 4者共創によるまちづくり

これからの5年間は、これまで以上に厳しい財政状況になることが予想されます。こうした中、「市民・企業・活動団体・行政」の4者が知恵を出し合い、それぞれの立場で役割と責任を果たすことがこれまで以上に重要になります。第六次総合計画は行政計画であるとともに、4者が切磋琢磨し、協力して「共創」による活力あるまちづくりを行うための共通の指針となるものです。

3. 基本目標（分野別総合政策）

将来像を実現するため、政策分野別に2030年までに目指すまちの姿を基本目標として以下のように定めます。

政策分野	基本目標（目指すまちの姿）
人権・共生・ 全員活躍	<p>基本目標① 多様性を認め合い、誰もが活躍できるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞ 性別・国籍・障がいの有無などの特性を超えて、互いに多様性を認め合い、人権を尊重し合える社会を目指します。 ☞ 誰もが自分らしく輝ける活躍の場を持てる共生社会を目指します。
健康・社会 福祉	<p>基本目標② みんなで支えあい健やかに暮らせるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞ 市民主体の健康づくり活動を継続し、人生100年時代にふさわしい先進モデルの確立を目指します。 ☞ 高齢になっても安心して地域で過ごせる支えあいの地域包括ケアシステム（※）を推進します。 ☞ 高齢者も子どもも障がいがある人もない人も、全ての人が地域の中で孤立することなく誰もが安心して暮らすことができ、地域全体で見守り、寄り添い、支えあうまちを目指します。
子育て・教育	<p>基本目標③ 子どもの個性と力がのびのび育つ教育のまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞ 安心して子育てができる地域の子育て力の強化やワンストップの子育て支援により、子どもがのびのび育ち、子育て世代に選ばれるまちを目指します。 ☞ 刻々と変化する社会の中にあっても、自分の長所を見失わずに、チャレンジ精神をもって、いきいきと活躍できる人材を育む、特色ある教育が受けられるまちを目指します。
文化・ スポーツ・ 生涯学習	<p>基本目標④ 一人ひとりが学び、高め合うまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞ 主体的に学びを維持し、持続的に発展させることを目指します。 ☞ 人生100年時代を迎え、文化的で豊かに、自分らしく生きることができるまちを目指します。 ☞ 地域の歴史・文化を学び地域に愛着を持ち、次の世代へ受け継がれるまちを目指します。 ☞ 誰もが生涯を通じスポーツに取り組める機会の充実を目指します。

政策分野	基本目標（目指すまちの姿）
安全・安心・ 環境・生活 基盤	<p>基本目標⑤ 安全・安心で快適な生活と美しい自然環境がともにあるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞ 自然災害の教訓を生かし、気候変動の時代に向けて災害に強いまちを目指します。 ☞ 交通安全や防犯、消費生活の安全に対して自主的な活動が行われ、啓発意識が高いまちを目指します。 ☞ 自然と調和しながら、先進的で快適な生活を享受できるまちを目指します。 ☞ 豊かな自然環境を未来の世代に引き継ぐため、環境保全に対する意識が高いまちを目指します。
産業・観光・ 雇用	<p>基本目標⑥ 活力と賑わいのある自立したまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞ 農林業、商工業・観光業・サービス業との連携を進めるなど、既存産業の高付加価値化を目指します。 ☞ 個々の属性に関わらず雇用機会が豊富にあり、起業にチャレンジしやすいまちを目指します。
行財政・ 共創・ 移住定住・ 結婚支援	<p>基本目標⑦ 市民とともに作る持続可能なまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞ ICT化を進めるとともに、民間活力を生かしたスピード感のある効率的な行政運営を目指します。 ☞ 地域の魅力を発信し、住みたいまち、選ばれるまちを目指します。 ☞ 対話や信頼関係に基づき、住民や自治組織と行政が共創するまちづくりを目指します。

※「地域包括ケアシステム」…誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。

4. 土地利用に関する基本構想

(1) 土地利用の基本理念指針

須坂市の区域における国土（以下「市土」という。）は、現在及び将来における市民生活に必要な限られた資源です。また、生活と生産を通ずる諸活動の共通の基盤です。

このことから、市土の利用にあたっては、市民の理解と協力の下に、公共の福祉を優先させ、恵まれた自然・歴史的環境との調和に配慮し、本市の特性を十分にいかした、安全・安心かつ、健康で文化的な生活環境の確保と市域の均衡ある発展を図ることを基本理念とします。県計画を基本とし、かつ、須坂市の基本構想等に沿って、行政だけではなく、市民の皆さんをはじめ、多様な主体の直接的間接的な参加と共創により、市土利用のあるべき姿の実現と、須坂市の将来像である、「『豊かさ』と『しあわせ』を感じる共創のまち 須坂」にふさわしい土地利用を総合的かつ計画的に進めていきます。

(2) 土地利用の基本方針

①市土の適切な保全と有効活用のための土地利用

都市機能を維持するため、地域の特性に十分配慮しながら、市街地では都市機能や居住の集積化を誘導するとともに、周辺地域では多様な移手段の確保に努め、安全・安心で快適な生活機能の維持を図ります。また、公共サービスのあり方や住環境及び地域コミュニティの維持保全等も念頭におきながら、低未利用地や空き家の有効利用を官民連携で進めます。地域経済の活性化や雇用を確保するための土地利用については、既存産業用地及び須坂長野東IC周辺地区複合交流拠点の活用に加え、今後も更なる産業立地の適地を確保するため周辺環境と調和した土地利用を進めます。農林業生産に係る土地利用については、市の強みである農業の基礎となる優良農地の確保や耕作放棄地の発生防止及び解消と効率的な利用を図ります。また、土地の保全、水源のかん養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進めます。

②自然環境と美しい景観等を保全・活用するための土地利用

優れた自然環境を将来にわたって保全するとともに、個性ある景観の保全、再生、創出を念頭に、里地里山等の良好な管理と効果的な利活用を図りながら、自然と調和・共生した環境にやさしいまちづくりに資する土地利用を進めます。

また、自然環境に影響を与える、外来種への対策や鳥獣被害対策の推進など、生物多様性の確保と人間活動が高度に調和した環境保全を進めるとともに、グリーンインフラなど自然の持つ防災や水質浄化などの機能を将来にわたって維持することを基本とした土地利用を進めます。

③安全・安心を実現するための土地利用

ハード事業とソフト事業を適切かつ効果的に組み合わせ、防災・減災措置を実施し、いつ起きてもおかしくない災害に対して強靱なまちを築くとともに、災害リスクの高い地域については、地域特性に応じた適切な土地利用を図るなど、安全・安心の実現に資する土地利用を進めます。

(3) 利用区分別の土地利用の基本的方向

区分		基本的な考え方
農用地		<ul style="list-style-type: none"> ☞ 耕作放棄地の発生防止と再利用による農用地の確保と整備 ☞ 担い手確保と併せた農地の集積・集約化 ☞ 良好な管理による多面的機能の維持 ☞ 安全・安心な農産物の供給や環境負荷の軽減に配慮した農業生産の推進
森林		<ul style="list-style-type: none"> ☞ 林業の持続的かつ健全な発展と多面的機能維持のために多様で健全な森林の整備と保全 ☞ 鳥獣被害対策を考慮した里山の整備と保全、及び森林の適正な利用 ☞ 観光・レクリエーション空間としての森林空間の活用
原野		<ul style="list-style-type: none"> ☞ 貴重な自然環境を形成している原野の保全・再生
水面・河川水路		<ul style="list-style-type: none"> ☞ 河川氾濫地域における安全性の確保（減災対策の促進） ☞ 河道掘削、堤防整備・強化等の氾濫抑制対策 ☞ 賑わいや憩いの場としての河川空間の活用 ☞ 既存用地の持続的な利用
道路		<ul style="list-style-type: none"> ☞ 交流・連携の促進、地域経済の活性化、市土の有効利用や生活・生産基盤の整備を進めるために必要な用地の確保 ☞ 農林業の生産性の向上、農用地や森林の適正な管理のために必要な用地の確保 ☞ 既存用地の持続的な利用 ☞ 幹線道路網や生活道路の整備改良
宅地	宅地	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 既存住宅ストックの有効活用や耐震・環境性能を含めた質の向上と良好な居住環境を形成するために必要な用地の確保 ☞ 居住誘導や都市機能の集積化のための土地利用の高度化、低未利用地の有効利用の促進
	工業用地	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 工場跡地等未利用地の有効活用 ☞ 産業集積を進める上で必要な用地を確保
	その他の宅地	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 中心市街地の活性化・都市機能の集積 ☞ 郊外の複合交流拠点について、周辺の土地利用との調整や景観との調和に配慮
その他		<ul style="list-style-type: none"> ☞ 空き店舗等都市の低未利用地や耕作放棄地の積極的な再利用・有効利用・再整備 ☞ 住民意向・環境保全に十分配慮した公園や福利厚生施設等の整備

(4) 地区別土地利用構想

① 須坂地区

生活・文化・交流の中心となる地区であり、重要伝統的建造物群保存地区「蔵の町並み」の整備・保全を図りながら、中心市街地内の多くの歴史・観光・自然資源を活かし、多くのひとが交流する快適な都市空間を形成するための土地利用を進めます。

② 日滝地区

地区南部の市街地とその北側に広がる農地、産業・工業団地からなる地区であり、農業や産業の振興を図りながら、住み良い環境を形成するための土地利用を進めます。

③ 豊洲・旭ヶ丘地区

優れた河川景観を有する千曲川、松川、八木沢川や農地が広がる中に、古くからの集落と住宅団地や産業拠点となる産業・工業団地が共存してきた地区であり、豊かな田園風景の保全と住・工・農の調和を図りながら、暮らしやすい環境を形成するための土地利用を進めます。

④ 日野地区

国道406号沿い及び長野電鉄長野線沿いの市街地とその周辺の農地・集落からなる地区で、交通利便性が良い地区であり、農地・集落の環境を守りつつ、利便性が高く、市街地として住み良いまちを目指すための土地利用を進めます。

⑤ 井上地区

須坂長野東ICがある交通要衝の地であり、周辺環境との調和を図りながら、商業・観光・産業等の中心的役割を果たす複合交流拠点を軸に、地域の魅力向上と須坂市の活性化を牽引するまちづくりを行うための土地利用を進めます。

⑥ 高甫地区

広い農地の中に、集落・住宅団地が点在する地区であるため、豊かな田園風景の保全を図りながら、暮らしやすいまちを目指すための土地利用を進めます。

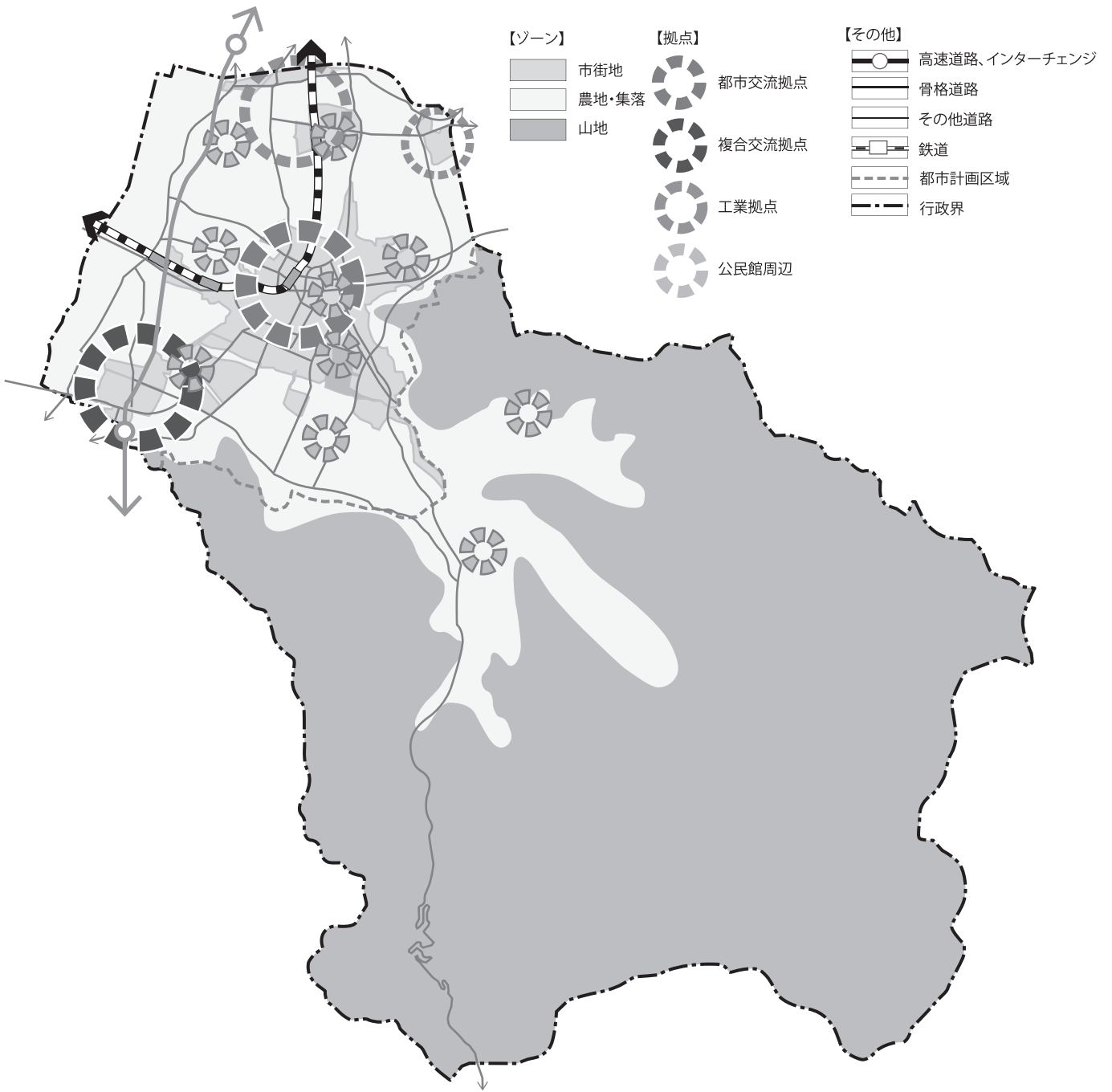
⑦ 仁礼地区

国の名勝にも指定されている「米子大瀑布」（指定名称は「米子瀑布群」）、「峰の原高原」、温泉施設などの観光資源を有する豊かな森に抱かれた地区であり、自然環境の保全とリゾート地としての活用を図りながら、暮らしやすいまちを目指すための土地利用を進めます。

⑧ 豊丘地区

「五味池破風高原」をはじめとする豊かな自然に抱かれた地区であり、豊かな農村としての環境や自然環境の保全を図りながら、暮らしやすいまちを目指すための土地利用を進めます。

◆将来土地利用構想図



0 1000 2000 4000m

